

## 厚労省「第18回 チーム医療推進会議」 看護師の特定行為、年度内取りまとめに向け議論

2013/2/22

2月22日のチーム医療推進会議（座長：永井良三・自治医科大学学長）では、特定行為に係る看護師の研修制度に関して、2012年度内の取りまとめに向けた議論を行った。



同会議では、①看護師が現在行っている高度な知識・判断を必要とする行為の中に、診療補助に含まれるか否かが明確でないもの（以下、グレーゾーン）があること、②医療安全から①を実施する際には教育を行う必要があること——について議論を重ね、一定の同意を得たとしている。

これらを踏まえ、事務局は特定行為（医師の指示の下、診療補助のうち実践的な理解力や判断力及び高度な専門知識・技能などを要する行為）を行う看護師の研修制度に関する報告書案を提出。特定行為を保健師助産師看護師法で明確化すること、看護師が特定行為を行う際には、厚生労働大臣が定める研修機関で指定研修の受講を義務付けること、厚生労働大臣は研修を修了した看護師を看護師籍に登録し、登録証を交付すること——などを掲げている。

次回の会合で、同案を取りまとめ、法制化を進める予定。

### ■法制化に関し、賛成意見多数

同案の法制化をめぐることは、賛成の意見が相次いだ。山本隆司委員（東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、「グレーゾーンを整理するためには、特定行為を法制化する必要がある。その上で、研修方法等の各論を詰めていくべき」と主張。島崎謙治委員（政策研究大学院大学教授）は、「看護師は、自らの業務が違法行為に当たるかもしれないという法的リスクを抱えている。現場の混乱を解消し、チーム医療を円滑に進めるためにも、特定行為の法制化が必要」と述べた。

一方、片田範子委員（日本看護系大学協議会代表理事）及び藤川謙二委員（日本医師会常任理事）は法制化に異を唱えた。片田委員は、「同案では、研修制度の在り方や具体的内容及び専門看護師や認定看護師との関連における議論が不十分であり、法制化は時期尚早」とし、藤川委員は、「診療の補助を法令で決めることには限界があり、同案には賛成できない。このように委員によって意見が食い違う部分に関しては、両論併記とすべきでは」と発言した。

両論併記をめぐることは、漠然とした内容の案が出来上がることを懸念する、複数の反対意見が上がった。

次回の開催日程は未定。